

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 北海電気工事株式会社

【英訳名】 Hokkai Electrical Construction Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 吉本浩昌

【本店の所在の場所】 北海道札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号

【電話番号】 札幌011 - 811 - 9411 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員法務室長 田嶋秀実

【最寄りの連絡場所】 北海道札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号

【電話番号】 札幌011 - 811 - 9411 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員法務室長 田嶋秀実

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所
(北海道札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第77回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額192,829,880円

(2) 効力発生日
平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し事業内容の明確化を図り、今後の事業内容の多様化および拡大に対応するため、定款第2条(目的)を一部変更する。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、石丸勝之、板橋正明、奥村敦史、笠島龍広、小林敬、新谷明弘、仲野孝、中村栄作、畠山樹代実、藤井裕、山角浩司、吉本浩昌の12名を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、船矢祐二、古郡宏章の2名を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、野村勝広を選任する。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役大房孝宏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等については、取締役会に一任する。

第7号議案 役員賞与支給の件

役員賞与として取締役(社外取締役および親会社である北海道電力株式会社の役員等を兼任の取締役を除く)9名に対し、総額19,995千円を支給する。

第8号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を月額200万円以内から月額400万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	16,248	0	0	(注)1	可決 95.86
第2号議案	16,248	0	0	(注)2	可決 95.86
第3号議案					
石丸 勝之	16,084	164	0		可決 94.90
板橋 正明	16,083	165	0		可決 94.89
奥村 敦史	16,084	164	0		可決 94.90
笠島 龍広	16,084	164	0		可決 94.90
小林 敬	16,084	164	0		可決 94.90
新谷 明弘	16,084	164	0	(注)3	可決 94.90
仲野 孝	16,084	164	0		可決 94.90
中村 栄作	16,084	164	0		可決 94.90
畠山 樹代実	16,083	165	0		可決 94.89
藤井 裕	16,084	164	0		可決 94.90
山角 浩司	16,084	164	0		可決 94.90
吉本 浩昌	16,084	164	0		可決 94.90
第4号議案					
船矢 祐二	16,244	4	0	(注)3	可決 95.84
古郡 宏章	16,248	0	0		可決 95.86
第5号議案					
野村 勝広	16,084	164	0	(注)3	可決 94.90
第6号議案	16,241	7	0	(注)1	可決 95.82
第7号議案	16,240	8	0	(注)1	可決 95.82
第8号議案	16,233	15	0	(注)1	可決 95.78

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上